

令和 7 年 度

下関市一般会計及び特別会計歳入歳出
決算並びに基金運用状況審査意見書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 7 6 5 号
令和 8 年(2026年) 8 月 2 4 日

下関市長 前 田 晋 太 郎 様

下関市監査委員	今 井 弘 文
同	山 元 浩
同	戸 澤 昭 夫
同	井 川 典 子

令和 7 年度下関市一般会計及び特別会計歳入
歳出決算並びに基金運用状況審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された
令和 7 年度下関市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定
める書類並びに基金運用状況調書を審査したので、その結果について次のとおり意見
を提出します。

目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 要 領	2
3	審 査 の 期 間	2
4	審 査 の 結 果	2
5	決 算 の 総 括	3
	(1) 決 算 状 況	3
	(2) 決 算 収 支 状 況	4
	(3) 普 通 会 計 に お け る 財 政 状 況	5
6	一 般 会 計	17
	(1) 決 算 収 支 状 況	17
	(2) 歳 入	18
	(3) 歳 出	44
7	特 別 会 計	66
	(1) 決 算 収 支 状 況	66
	(2) 港 湾 特 別 会 計	68
	(3) 臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	74
	(4) 渡 船 特 別 会 計	78
	(5) 市 場 特 別 会 計	83
	(6) 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	89
	(7) 土 地 取 得 特 別 会 計	98
	(8) 観 光 施 設 事 業 特 別 会 計	102
	(9) 介 護 保 険 特 別 会 計	108
	(10) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	116
	(11) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計	122
	(12) 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	128
	(13) 市 立 市 民 病 院 債 管 理 特 別 会 計	134
	(14) 公 債 管 理 特 別 会 計	138

8 財産に関する調書	141
9 基金の運用状況	145
む す び	149
資 料	151

凡 例

- 1 特に断りのない限り歳入決算額及び収入済額は、過誤納金還付未済額を含んだ金額となっている。
- 2 表示単位未満の数値は、四捨五入を原則としている。
- 3 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 4 各表中及び各グラフ中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数が合わない場合がある。
- 5 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
空欄 … 該当数値がないもの
「0」又は「0.0」… 算出により零となるもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
「－」… 算出不能なもの
「△」… 減少又は赤字（マイナス）

令和 7 年度 下 関 市 一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見

1 審 査 の 対 象

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された令和 7 年度における次の「(1) 対象会計」に掲げる下関市各会計に係る歳入歳出決算書並びにその附属書類である歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を審査し、併せて同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された、次の「(2) 対象基金」に掲げる特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類について審査した。

(1) 対象会計

- ア 下関市一般会計
- イ 下関市港湾特別会計
- ウ 下関市臨海土地造成事業特別会計
- エ 下関市渡船特別会計
- オ 下関市市場特別会計
- カ 下関市国民健康保険特別会計
- キ 下関市土地取得特別会計
- ク 下関市観光施設事業特別会計
- ケ 下関市介護保険特別会計
- コ 下関市農業集落排水事業特別会計
- サ 下関市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
- シ 下関市後期高齢者医療特別会計
- ス 下関市市立市民病院債管理特別会計
- セ 下関市公債管理特別会計

(2) 対象基金

- ア 下関市奨学基金
- イ 下関市土地開発基金
- ウ 県収入証紙購入基金

2 審 査 の 要 領

- (1) 令和7年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査に当たっては、
 - ア 地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条等の規定によって作成された歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。
 - イ 予算執行及びその他関連する事務が適正な手続によって処理されているか。
などについて総合的に審査を行った。
- (2) 地方自治法第241条第5項の規定によって作成された基金運用状況調書について、その計数は正確か、会計事務は適正な手続によって処理されているか等について審査した。

3 審 査 の 期 間

令和8年7月6日から令和8年8月6日までの32日間

4 審 査 の 結 果

- (1) 令和7年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査の結果は、
 - ア 審査に付された各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、かつ、記載された計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められた。
 - イ 予算執行及びその他関連する事務処理については、適正に処理されているものと認められた。
- (2) 基金の運用状況を示す書類については、その計数は関係諸帳簿と符合し、会計事務も適正に処理されているものと認められた。
- (3) 各会計の予算の執行状況等、基金の運用状況及びこれらに係る意見については、次に述べるとおりである。

5 決算の総括

(1) 決算状況

令和7年度における一般会計及び特別会計の決算額は、予算現額 2,710 億 5,264 万 1,174 円に対し、

- ・歳入総額 2,483 億 7,149 万 2,690 円（予算現額に対する執行率 91.6%）
- ・歳出総額 2,436 億 6,952 万 8,895 円（予算現額に対する執行率 89.9%）
- ・歳入歳出差引額 47 億 196 万 3,795 円

となっており、全会計における歳入歳出差引（形式収支）は黒字となっている。

令和7年度における一般会計及び特別会計別の決算状況は、次表のとおりである。

一般会計及び特別会計における決算状況

（単位：円）

区 分		一般会計	特別会計	合 計
予算現額 A		176,765,687,174	94,286,954,000	271,052,641,174
歳入	決算額 B	160,787,411,763	87,584,080,927	248,371,492,690
	執行率 B / A	91.0%	92.9%	91.6%
歳出	決算額 C	155,224,780,688	88,444,748,207	243,669,528,895
	執行率 C / A	87.8%	93.8%	89.9%
歳入歳出差引額 （形式収支） B - C		5,562,631,075	△ 860,667,280	4,701,963,795

なお、会計別の歳入・歳出決算状況の詳細は、別表1及び別表2（P152～155）のとおりである。

(2) 決算収支状況

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。(別表 3 : P 156～157を参照)

一般会計及び特別会計における決算収支の状況

(単位：円)

区 分	令和 7 年度			令和 6 年度
	一般会計	特別会計	合 計	一般・特別会計合計
歳入総額 A	160,787,411,763	87,584,080,927	248,371,492,690	245,235,426,964
歳出総額 B	155,224,780,688	88,444,748,207	243,669,528,895	239,840,553,455
歳入歳出差引額 (形式収支) C = A - B	5,562,631,075	△ 860,667,280	4,701,963,795	5,394,873,509
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,467,939,049	28,170,000	1,496,109,049	2,068,366,824
実質収支 C - D	4,094,692,026	△ 888,837,280	3,205,854,746	3,326,506,685
単年度収支	△ 87,600,806	△ 33,051,133	△ 120,651,939	△ 362,961,773

注 単年度収支 = 当年度実質収支 - 前年度実質収支

当年度の全会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額(形式収支)は 47 億 196 万 3,795 円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が 14 億 9,610 万 9,049 円であるため、実質収支は 32 億 585 万 4,746 円の黒字となっているが、臨海土地造成事業特別会計においては実質収支が赤字となっており、翌年度歳入の繰上充用で補填している。

なお、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 1 億 2,065 万 1,939 円の赤字となっている。

(3) 普通会計における財政状況

ア 普通会計

普通会計とは、個々の地方公共団体の間で一般会計が包含する事務事業に違いがあるため、地方公共団体の財政を相互に比較したり、統一した基準で合算したりする場合に不都合があることから考え出された地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。

財政の健全性維持のためには、自己の財政力を把握することが肝要であり、決算状況を通じて、自らの財政状況を分析するとともに他の類似団体と比較し、これらを明確に把握することが、今後の財政運営にとって必要であるとともに、決算審査の前提とも考えられるところである。このことから、本市の決算状況について、他の類似団体との比較が可能となる普通会計について考察する。

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算し、それぞれの会計間で相互重複するものを控除したものであり、令和7年度の下関市においては、一般会計並びに港湾、土地取得、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、後期高齢者医療、市立市民病院債管理及び公債管理の各特別会計の一部又は全部により普通会計を構成している。

普通会計の構成内訳は、次表のとおりである。

普通会計の構成内訳

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
一般会計	160,769,822	97.9	153,326,793	96.8
港湾特別会計	2,448,300	1.5	3,692,614	2.3
土地取得特別会計	46,481	0.1	486,434	0.3
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	42,322	0.0	23,225	0.0
後期高齢者医療特別会計	9,292	0.0	9,292	0.0
市立市民病院債管理特別会計	864,488	0.5	864,488	0.6
合 計	164,180,705	100.0	158,402,846	100.0

注 公債管理特別会計は、歳入歳出金額が全て他会計と重複するため、表には記載しない。

イ 類団指標

類団指標としては、令和 8 年 3 月 3 1 日現在中核市である 62 団体の単純平均（令和 6 年度決算数値）を指標（以下「類団指標」という。）とした。

なお、類団指標としての決算額その他の数値は、令和 6 年度の決算に基づくものであり、本市の令和 7 年度決算額その他の数値と比較し検討することが困難であると考えられる項目もあるが、参考として掲載している。

ウ 普通会計決算収支状況

普通会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。

普通会計における決算収支の状況

（単位：千円）

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	類団指標 (令和 6 年度)
歳入総額 A	164,180,705	159,269,622	174,728,595
歳出総額 B	158,402,846	152,976,548	169,805,524
歳入歳出差引額（形式収支） C = A - B	5,777,859	6,293,074	4,923,071
翌年度へ繰り越すべき財源 D	1,499,873	2,062,603	1,233,339
実質収支 E = C - D	4,277,986	4,230,471	3,689,732
単年度収支 F	47,515	△89,348	△ 13,593
積立金 G	2,143,400	2,167,426	1,467,499
繰上償還金 H			125,128
積立金取崩し額 I	1,000,000	2,000,000	2,180,690
実質単年度収支 F + G + H - I	1,190,915	78,078	△ 601,656

注 1 単年度収支＝当年度実質収支－前年度実質収支

2 積立金及び積立金取崩し額は、財政調整基金の額のみ計上

当年度の普通会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）は 57 億 7,785 万 9 千円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が 14 億 9,987 万 3 千円であるため、実質収支は 42 億 7,798 万 6 千円の黒字となっており、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は 4,751 万 5 千円の黒字となっている。

また、実質単年度収支は 11 億 9,091 万 5 千円の黒字となっている。

エ 歳入の構成

・自主財源と依存財源

市町村の財源には、自らの権限で収入し得る財源と、国及び都道府県を経由する財源で市町村の裁量が制限されているものがある。前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

自主財源と依存財源の内訳は、次表のとおりである。

自主財源と依存財源の内訳

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度		令和 6 年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B(%)	類団指標 (令和 6 年度)	
		決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)
自主財源	地 方 税	35,268,557	21.5	33,020,835	20.7	2,247,722	106.8	59,765,975	34.2
	使用料及び手数料	3,736,450	2.3	3,445,227	2.2	291,223	108.5	2,813,222	1.6
	繰 入 金	7,911,452	4.8	9,855,530	6.2	△ 1,944,078	80.3	4,575,653	2.6
	繰 越 金	6,293,074	3.8	6,341,203	4.0	△ 48,129	99.2	4,569,596	2.6
	諸 収 入	15,626,326	9.5	17,818,557	11.2	△ 2,192,231	87.7	6,117,468	3.5
	そ の 他	5,048,256	3.1	3,778,867	2.4	1,269,389	133.6	2,985,059	1.7
	小 計	73,884,115	45.0	74,260,219	46.6	△ 376,104	99.5	80,826,973	46.3
依存財源	地 方 譲 与 税	911,030	0.5	888,497	0.6	22,533	102.5	1,038,091	0.6
	交 付 金	9,084,043	5.5	9,498,222	6.0	△ 414,179	95.6	14,075,006	8.1
	地 方 交 付 税	28,043,264	17.1	26,030,242	16.3	2,013,022	107.7	18,812,878	10.8
	国 庫 支 出 金	27,391,309	16.7	26,140,284	16.4	1,251,025	104.8	37,740,070	21.6
	都道府県支出金	10,282,044	6.3	9,069,229	5.7	1,212,815	113.4	12,480,079	7.1
	地 方 債	14,584,900	8.9	13,382,929	8.4	1,201,971	109.0	9,755,498	5.6
	小 計	90,296,590	55.0	85,009,403	53.4	5,287,187	106.2	93,901,622	53.7
歳 入 合 計		164,180,705	100.0	159,269,622	100.0	4,911,083	103.1	174,728,595	100.0

注 1 自主財源のその他は、分担金及び負担金、財産収入、寄附金である。

2 依存財源の交付金は、地方消費税交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金、株式等譲渡所得割交付金などである。

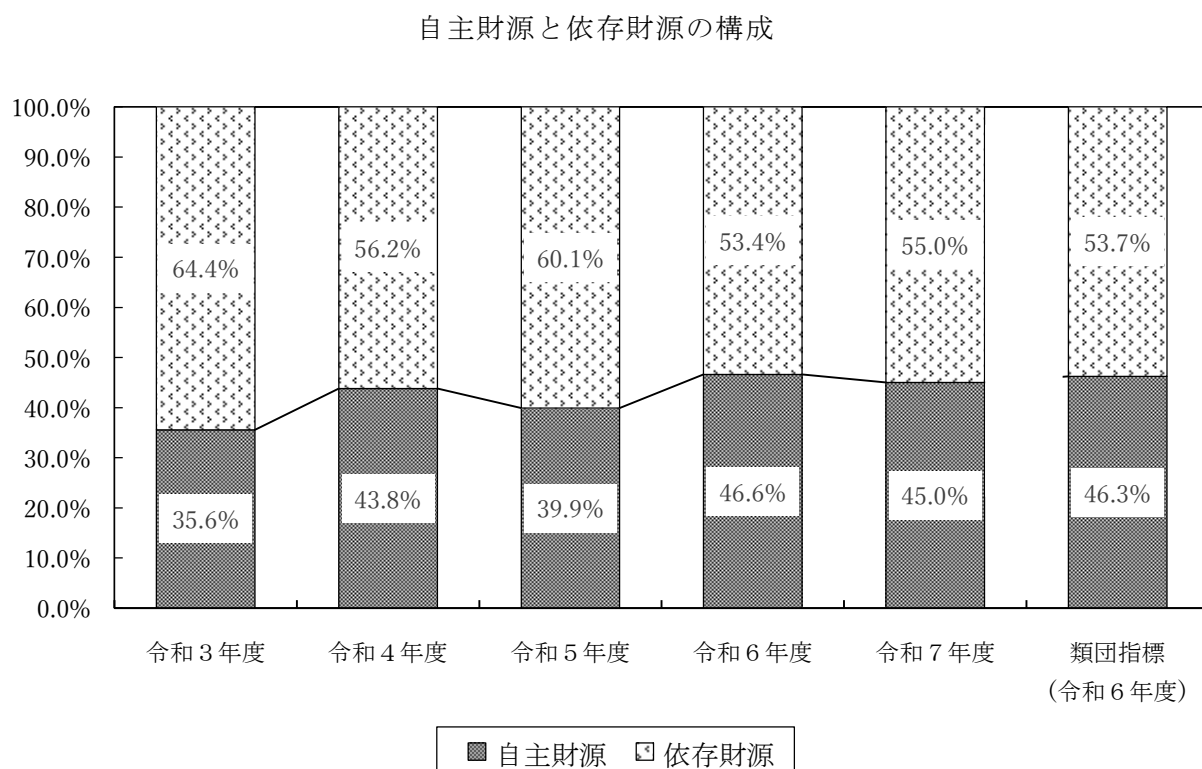
当年度の自主財源額は 738 億 8,411 万 5 千円で、前年度と比較し 3 億 7,610 万 4 千円減少している。

当年度の依存財源額は 902 億 9,659 万円で、前年度と比較し 52 億 8,718 万 7 千円増加している。

自主財源額の減少は主に、諸収入が 21 億 9,223 万 1 千円減少したことによるものである。

依存財源額の増加は、地方交付税が 20 億 1,302 万 2 千円、国庫支出金が 12 億 5,102 万 5 千円、都道府県支出金が 12 億 1,281 万 5 千円及び地方債が 12 億 197 万 1 千円増加したことによるものである。

過去 5 か年度における自主財源と依存財源の構成は、次のグラフのとおりである。



・一般財源等と特定財源

一般財源とは、収入した時点でその使途が特定されず、地方公共団体の裁量によって使用できる財源をいい、一般には地方税、地方譲与税、地方消費税交付金等の各種交付金、地方交付税等がこれに当たる。

特定財源とは、収入の段階で使途が特定されている財源で、一般には分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等がこれに当たる。

一般財源等とは、決算統計上の概念で、一般財源のほか、目的が特定されていない寄附金等、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものをいう。

一般財源等と特定財源の内訳は、次表のとおりである。(別表 5 : P 160～161を参照)

一般財源等と特定財源の内訳

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度		令和 6 年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B(%)	類団指標 (令和 6 年度)	
	決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)
一般財源等	95,067,950	57.9	99,519,340	62.5	△ 4,451,390	95.5	109,672,559	62.8
特 定 財 源	69,112,755	42.1	59,750,282	37.5	9,362,473	115.7	65,056,036	37.2
歳 入 合 計	164,180,705	100.0	159,269,622	100.0	4,911,083	103.1	174,728,595	100.0

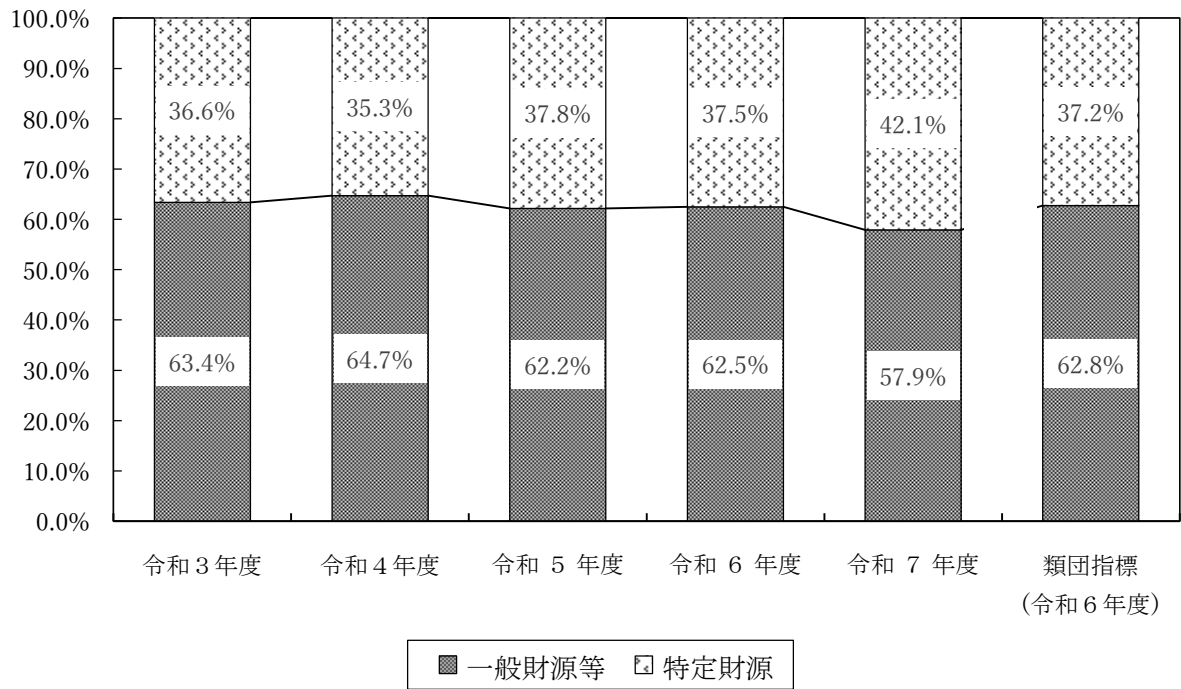
当年度の歳入総額に対する一般財源等の構成比は 57.9%で、前年度と比較し 4.6 ポイント低下している。区分ごとに前年度と比較すると、一般財源等が 4.5%減少し、特定財源が 15.7%増加している。

一般財源等の減少額は 44 億 5,139 万円で、これは主に、収益事業収入等の諸収入が 47 億 2,313 万 4 千円減少したことによるものである。

特定財源の増加額は 93 億 6,247 万 3 千円で、これは主に、国庫支出金が 34 億 6,248 万 5 千円、貸付金元利収入等の諸収入が 25 億 3,090 万 3 千円、地方債が 12 億 6,610 万円それぞれ増加したことによるものである。

過去 5 か年度における一般財源等と特定財源の構成は、次のグラフのとおりである。

一般財源等と特定財源の構成



オ 歳出の構成

普通会計における地方公共団体の経費を、その経済的性質に着目して分類することを性質的分類といい、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別される。

義務的経費とは、支出が義務的で任意に削減できない極めて硬直性が高い経費をいい、歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費がこれに当たる。義務的経費の歳出に占める割合が低いほど財政構造に弾力性があり、比率が高くなると財政構造の硬直度高まるとされている。

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等財産として将来に残るものに対して支出される経費のことをいい、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成される。

その他の経費とは、義務的経費、投資的経費以外の経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金がこれに当たる。

歳出の性質別決算額の内訳は、次表のとおりである。

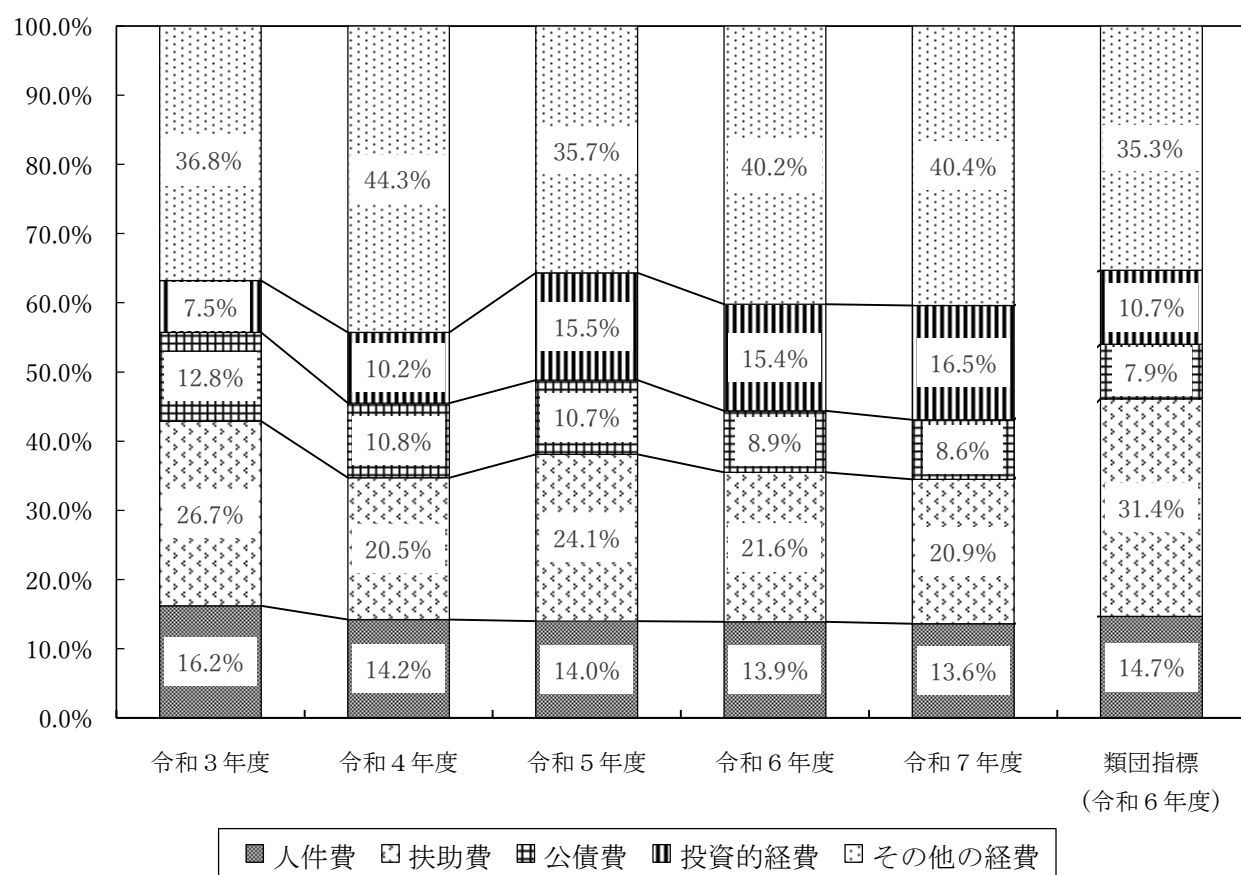
歳出の性質別決算額の内訳

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度		令和 6 年度		類団指標 (令和 6 年度)	
		決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
義務的経費	人 件 費	21,616,347	13.6	21,223,238	13.9	24,904,551	14.7
	扶 助 費	33,063,346	20.9	33,056,729	21.6	53,366,085	31.4
	公 債 費	13,616,987	8.6	13,589,103	8.9	13,396,277	7.9
	小 計	68,296,680	43.1	67,869,070	44.4	91,666,913	54.0
投資的経費	普通建設事業費	22,191,903	14.0	20,863,746	13.6	17,883,520	10.5
	災害復旧事業費	3,933,532	2.5	2,731,663	1.8	378,543	0.2
	小 計	26,125,435	16.5	23,595,409	15.4	18,262,063	10.7
その他の経費	物 件 費	21,825,725	13.8	18,633,353	12.2	22,830,663	13.4
	維持補修費	1,470,997	0.9	1,379,640	0.9	1,918,039	1.1
	補 助 費 等	10,853,151	6.9	9,675,017	6.3	13,090,962	7.7
	繰 出 金	13,818,263	8.7	13,840,000	9.0	14,428,132	8.5
	積 立 金	11,309,487	7.1	13,940,281	9.1	4,488,075	2.6
	投資及び出資金・貸付金	4,703,108	3.0	4,043,778	2.6	3,120,677	1.8
	小 計	63,980,731	40.4	61,512,069	40.2	59,876,548	35.3
歳 出 合 計		158,402,846	100.0	152,976,548	100.0	169,805,524	100.0

当年度の投資的経費の構成比は 16.5%で、前年度と比較し 1.1 ポイント上昇している。
 また、その他の経費の構成比は 40.4%で、前年度と比較し 0.2 ポイント上昇している。
 一方、義務的経費の構成比は 43.1%で、前年度と比較し 1.3 ポイント低下している。
 過去 5 か年度における歳出の性質別決算額の構成は、次のグラフのとおりである。

歳出の性質別決算額の構成



カ 財政分析指標

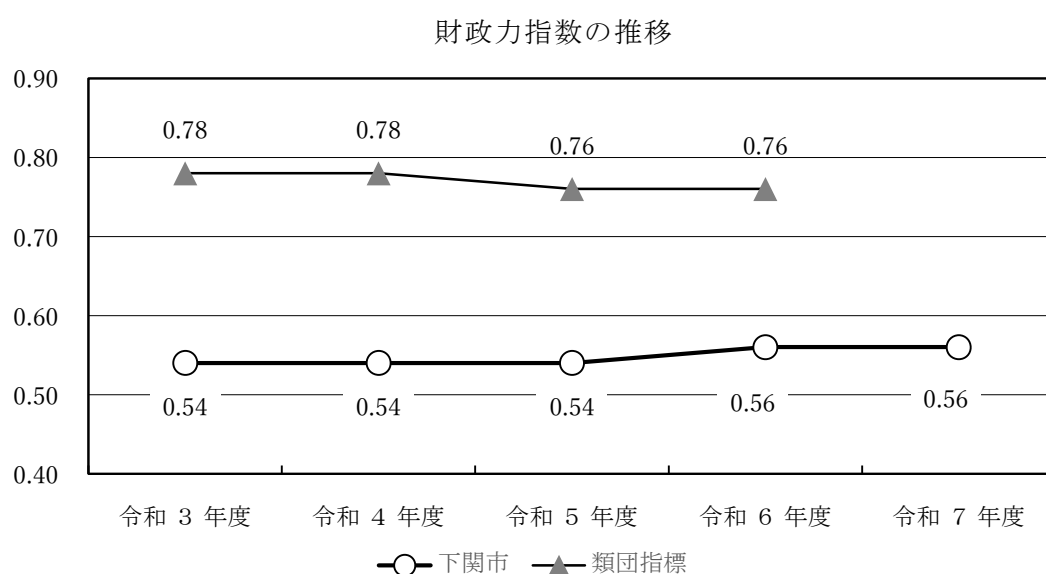
・ 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値である。

財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く財政力が強い団体であるといえる。指数が 1 を超えれば、財源に余裕があるとされている。

当年度の財政力指数は、前年度と同値の 0.56 となっている。

過去 5 か年度における財政力指数の推移は、次のグラフのとおりである。



・ 経常収支比率

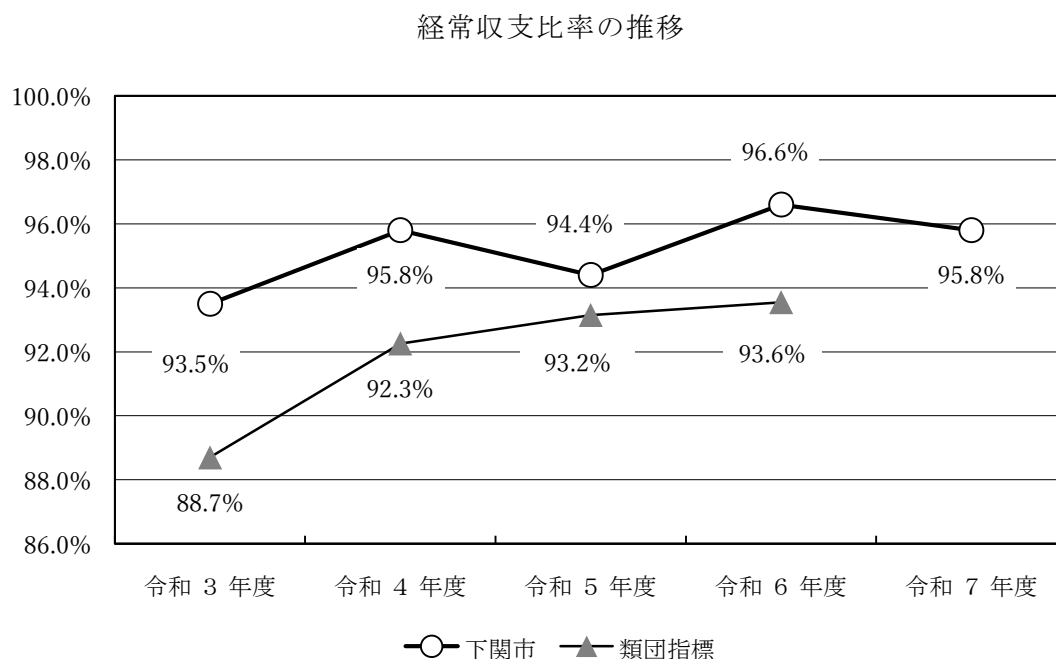
経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。この指標は、人件費・扶助費・公債費等の毎年度経常的に支出される経費に、地方税・普通交付税等の毎年度経常的に収入される一般財源等がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、次の数式によって算出される。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源等} / (\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}) \times 100$$

当年度の経常収支比率は 95.8% で、前年度と比較し 0.8 ポイント低下している。

これは、分子となる経常経費充当一般財源等と分母となる経常一般財源等の総額等のいずれも増加しているが、地方税の収入増などにより経常一般財源等総額の増加幅がより大きかったため当該比率が低下したものである。

過去5か年度における経常収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。

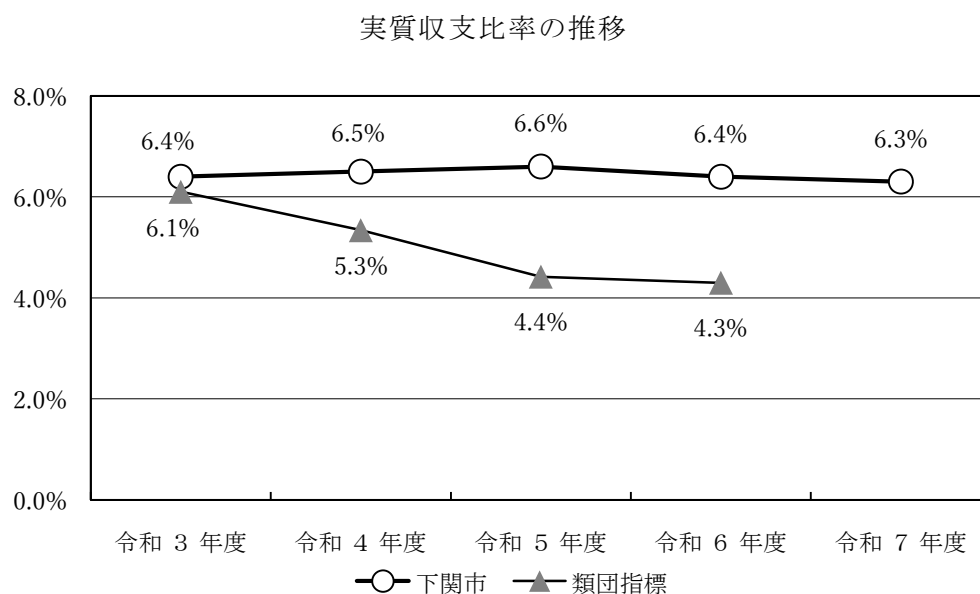


・実質収支比率

実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の総和）に対する割合である。実質収支比率が正数の場合は実質収支が黒字であり、負数の場合は赤字団体であることを示す。

当年度の実質収支比率は 6.3%で、前年度と比較し 0.1 ポイント低下している。

過去5か年度における実質収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。



キ 積立基金の状況

普通会計における積立基金の状況は、次表のとおりである。

積立基金の状況

(単位：千円)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減	類団指標 (令和 6 年度)
積立基金現在高		32,204,719	28,663,901	3,540,818	29,144,569
内 訳	財政調整基金	8,553,441	7,402,440	1,151,001	11,035,729
	減債基金	1,370,707	1,287,527	83,180	3,899,116
	その他特定目的基金	22,280,571	19,973,934	2,306,637	14,209,724

・財政調整基金

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するという役割をもっており、経済の不況等による大幅な税収の落込みによる一時的な財源不足の穴埋めや、災害や緊急に実施すべき大規模建設事業等の発生による財源不足額の補填に備えるための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

・減債基金

減債基金とは、公債費は収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であることから、この償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

・その他特定目的基金

その他特定目的基金とは、財政調整基金、減債基金以外の基金で、特定の目的のために資金を積み立てる目的で設置される基金である。

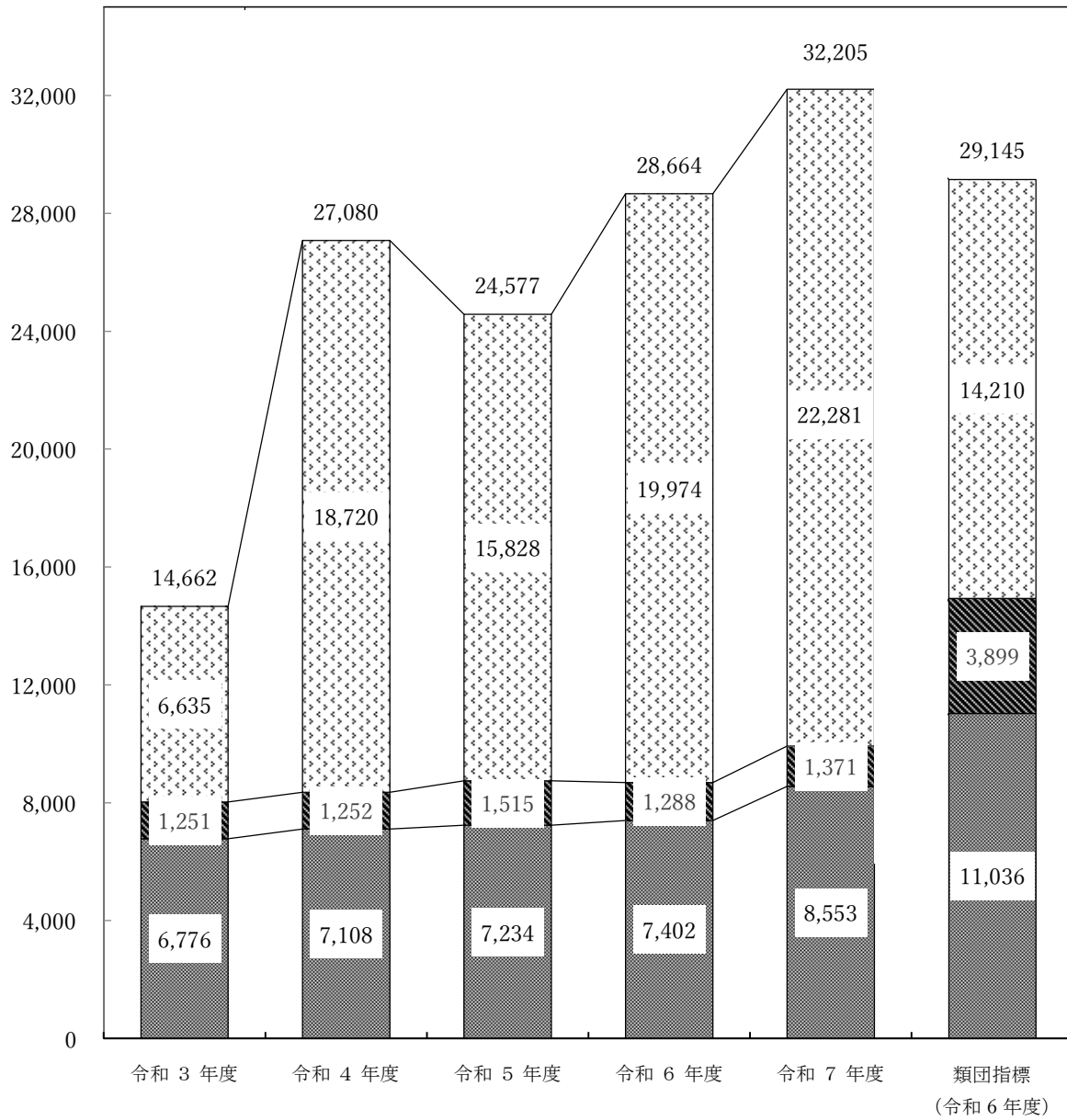
当年度の積立基金の現在高は 322 億 471 万 9 千円で、前年度と比較し 35 億 4,081 万 8 千円増加している。

増加の主な要因は、その他特定目的基金が 23 億 663 万 7 千円増加したことによるものである。

過去 5 か年度における積立基金現在高の推移は、次のグラフのとおりである

積立基金現在高の推移

(単位：百万円)



■ 財政調整基金 ■ 減債基金 □ その他特定目的基金